

# 自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会（第2回）議事録

一般社団法人 日本損害保険協会  
自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会

日 時：2024年7月23日（火）13時00分～15時00分

場 所：損保会館 502 会議室 及び オンライン

出席者：委 員 家森委員長、大野委員、鈴木委員、柳瀬委員、唯根委員  
オブザーバー 金融庁 下井保険課長、損害保険料率算出機構 川口専務理事  
事 務 局 損保協会

議 題：今日的な環境変化等を踏まえた経費計算基準改定の方向性

（主な論点）

- 2-①. 経費計算基準による計算方法の概要
- 2-①. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（新契約・異動・解約等）
- 2-②. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（その他業務）
- 2-③. 損害調査費における1件当たり処理分数の細分化
- 2-④. 1人1分当たり給与額の計算方法
- 2-⑤. 外部委託費用の計上方法
- 2-⑥. 物件費・その他事業費の賦課方法
- 2-⑦. その他修正・明確化

結 論：

- 2-①. 経費計算基準による計算方法の概要  
事務局提示の課題認識の範囲に違和感はなく、それぞれの経費算出において適切にコストが積算できるかという点で論点となった2-①～⑦を論議していく。
- 2-①. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（新契約・異動・解約等）
- 2-②. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（その他業務）
- 2-③. 損害調査費における1件当たり処理分数の細分化  
透明性の観点から細分化が望ましいが、コストがかかって契約者に大きな負担をかけるのなら、そこでコストとベネフィットの関係で現行方法のままとすることもあり得るため、システム改修コストを調査の上、次回以降で改めて論議する。
- 2-④. 1人1分当たり給与額の計算方法  
1人1分当たり給与額の計算からは役職者を除き、役職者の管理業務相当分は間接経費として「役職者給与×自賠性保険社員給与÷全種目合計の社員給与」として配賦する対応案②が有力な方法である。ただし、「役職者が保険の引受といった実務部分に関

与していることが少ない」という認識が実態と合っているか、営業部門・損害部門別でサンプル調査を行い、対応案②で問題ないか次回以降で確認する。

2-⑤. 外部委託費用の計上方法

対応案①はフィージビリティの観点でも問題がないため、対応案①を採用する方向で進める。

2-⑥. 物件費・その他事業費の賦課方法

2-⑦. その他修正・明確化

事務局提示の対応案について異論なし。

## 議 事

### 【委員長（議事進行）】

前回の第1回委員会におきましては、

- ・本委員会の運営、例えば議事録の取扱い
- ・本委員会で議論すべきスコープ
- ・自賠償の付加率および経費計算基準等の概要やその目的

について、事務局より説明し、委員の皆様からご質問をいただきながら、確認したところ  
です。

そのうえで、今後の論議ポイントについて、主に

- ・基礎数値のみならず計算式も検討のスコープとする。
- ・過去の基準策定時における業務実態調査や保険会社の実務はどういうものなのか。
- ・一般社会に受け入れられるのか。
- ・間接経費の配賦は妥当か。
- ・経費抑制のインセンティブは引き続き機能するのか。
- ・基礎数値として全社の平均値を使用する場合に、標準的なプロセスを設定できるか。
- ・ビジネスモデルが多様化している中で前回と同じ業務実態調査方法でよいのか。
- ・基礎数値を積算して計算する経費の根拠が合理的か。

といったご意見やご質問をいただきました。

これらのうち、経費計算基準で定める各数値を見直すための業務実態調査の方法については、次回に説明・論議することとし、本日は、配付した資料のとおり「今日的な環境変化等を踏まえた経費計算基準改定の方向性」について、現行計算方法の課題および考えられる対応案について説明を受けた後、論議したいと思います。

それでは、事務局に資料を用意していただいておりますので、事務局から説明をお願いします。なお、論議ポイントは、資料の目次に記載されているとおり2-①から2-⑦までの8つありますが、2-①から2-③、2-④、2-⑤、2-⑥から2-⑦の4パートに区切って、パートごとに事務局説明と論議という形で進めていきたいと思っております。

## 【事務局】

本紙の2ページをご覧ください。今後のスケジュールについて記載しております。赤枠で囲った本日の第2回と、次回第3回で基準の見直しの方向性や業務実態調査の方法についてご論議いただいたうえで、その後業務実態調査を実施し、第4回、第5回でその結果を踏まえた見直し案および将来基準を見直すための手続きについてご論議いただく予定です。

続いて3ページをご覧ください。本ページでは、第2回と第3回の議論内容をまとめております。経費計算基準では、主に計算式等の計算方法と、その計算式に当てはめる標準的な処理分数などの基礎数値を定めており、この基礎数値については、委員長がおっしゃったとおり、業務実態調査を行い計測することとしております。本日は経費の計算方法について改定の方向性をご論議いただきます。基礎数値を計測する業務実態調査の手法については、次回、第3回でご論議いただく予定です。

それでは本日の論議テーマである、具体的な経費計算方法の課題や対応案について説明いたします。4ページをご覧ください。4ページからは、今日的な環境変化等を踏まえた計算基準改定の方向性として、今回の論議のポイントについて、第1回で委員の皆様からいただいた論点・ご意見を踏まえ、また事務局として改めて経費計算基準を検証した結果、2-①から2-⑦までの論点を洗い出しております。これらの論点について、本日ご論議いただいてご意見をいただきたいと思っております。

2-①から説明いたします。2-①は、経費計算の全体像および論点の洗い出しの範囲についてです。5ページをご覧ください。5ページは、第1回の参考資料にも掲載しておりましたが、現行の計算方法の全体像をより詳細にまとめております。自賠責の経費の内訳としては大きく4つあり、営業費、損害調査費、一般管理費、その他事業費等に分かれております。このうち営業費は、全国の営業部門で自賠責保険を引き受けるために必要となる経費でございます。損害調査費は、同様に全国の損害査定部門において保険金を支払うために必要となる経費でございます。この営業費および損害調査費につきましては、現業部門と総括部門に分かれております。さらに現業部門は、部支店本部以外と部支店本部の2つに分かれております。それぞれの業務内容については、次の6ページ以降で説明しますが、部支店本部以外とは、営業部門や損害調査部門のいわゆる現場に当たるような部署です。部支店本部とは、その現場社員の業務の承認や人事・労務等の管理業務を行う社員に相当し、課支社の上位組織である部や支店の部長や支店長といった社員が該当します。部支店本部以外の社員給与に関しては、現行基準では1人1分当たりの給与額×1件当たりの処理件数×取扱件数として経費を算出してしております。一方、部支店本部は管理業務に相当しますので、この社員給与については自賠責と自賠責以外で明確な切り分けが困難であることから、部支店本部以外の現場における自賠責給与を他種目も含めた年間給与で割ることで算出した給与割合を用いて、部支店本部の社員給与を按分・配賦して算出してしております。現業部門の厚生費についても同様に給与割合で配賦してしております。物件費につきましては、自賠責として把握が可能な固有経費はその実額を把握しますが、特定の種目固有ではない種目共通でかかる経費は、費目に応じて部支店本部と同様に、給与割合もしくは件数割合を使って按分・配賦してしております。

総括部門は主に自賠責保険に特化した本社の組織です。例えば、自賠責保険の引受事務を設計

するような部署です。総括部門は主に自賠責保険に特化して業務を行いますので、この組織の社員給与や物件費等は按分・配賦するようなことはなく、実額で把握しております。

次に、一般管理費についてです。これは一般管理部門にかかる経費でございます。一般管理部門は、役員、総務・経理・人事部門等の保険会社を運営するうえで、必要な本社機能の部門です。これらについては、先ほどの総括部門と異なって、自賠責に特化しているわけではなく、自賠責とそれ以外の種目の明確な切り分けが難しいので、現業部門の社員給与や物件費のうち、自賠責が占める割合を使って按分・配賦して、自賠責の給与、経費を算出しております。

最後に、その他事業費等です。これは各種税金やソフトウェアの減価償却費等でございます。これらも物件費と同様に、費目に応じて社員給与割合や件数割合を使って按分・配賦しております。

この後に説明する論点として2-①から⑥に該当する箇所を、この図の中に赤字で示しております。それ以外の部分については、次のページ以降で、各業務内容とあわせて説明いたします。

6ページをご覧ください。営業費にかかる業務内容を記載しております。主には新契約と異動・解約等で、契約者と保険会社の間に代理店が関わるか否かの差がありフローが変わります。部支店本部以外の欄をご覧ください。現業部門の部支店本部以外、いわゆる現場の部門では、新契約や異動・解約等の申込み、書類の受付・点検、証明書綴りやステッカーの交付管理といった契約を引き受けるために保険会社として必要な業務を主に行っております。この経費の算出方法において、社員給与については2-①から⑤で論点出ししているとおり、それぞれ処理分数や平均給与の算出方法に論点があると考えております。一方、厚生費や物件費については、2-⑤・⑥で示すような一部費目を除いて、明確な線引きが困難な中では、現行基準の一定割合を用いて配賦するロジックは事務局としては妥当ではないかと考えております。また、管理業務を行う部支店本部についても、同様に明確な線引きが困難な中では、社員給与割合で配賦する現行基準は妥当ではないかと考えております。総括部門については、主に自賠責保険に特化した組織でありますので、その実額を自賠責保険の経費として把握する現行基準が事務局としては妥当ではないかと考えているところです。

続いて7ページをご覧ください。損害調査費に係る業務内容を記載しております。一般払と一括払で大きく業務フローは異なります。一般払は、自賠責保険を引き受けている会社に自賠責部分のみを請求するケースです。この場合は、自賠責保険会社に保険金が請求されますが、損害の調査等は損保料率算出機構が行っております。一方、一括払については、自賠責部分も含めて任意の自動車保険を引き受けている保険会社に請求するケースです。この場合は、任意保険会社が自賠責部分も含めて損害調査等を実施します。これらの経費の算出方法についても、営業部門と同様に、部支店本部以外は後ほど論点がありますのでご説明いたしますが、部支店本部や総括部門等は、現行基準の算出方法が妥当ではないかと考えております。

8ページをご覧ください。一般管理部門とその他事業等についてまとめております。一般管理部門の費用は、現業部門の部支店本部と同様に、明確な線引きが困難な中では、一定割合で配賦する現行基準が、事務局としては妥当と考えております。その他事業費につきましても同様に、一部費目を除いて、一定割合で配賦する現行基準が妥当と考えております。

全体像の説明は以上です。2-①～⑦の主な論点は、前回の論議内容を踏まえ、また改めて事務局として現行基準を検証して洗い出しております。一方、説明したとおり総括部門や一般管理部門等で現行基準が事務局として妥当と評価した部分については、委員の皆様の観点から見直しの検討が必要等のご意見、事務局の検討経緯についてのご質問等がございましたら、後ほどいただきたいと思っております。

続いて9ページをご覧ください。具体的な論点として、2-①に一つ目の論点を記載しております。営業費にかかる1件当たりの処理分数についてです。現行基準では、契約締結時の新契約に相当する業務、期中での変更手続きにあたる異動・解約等の業務を、前回実態調査に基づいて処理分数を算出し、それらを加重平均した後、その他業務の処理分数を加算して、一律18.3分と定めております。調査時点では現行基準でも特段大きな問題はないですが、次の調査までの将来において新契約と異動・解約等の件数割合が変化した場合には、実態と乖離する可能性があるということが現行の課題と考えております。

10ページをご覧ください。そうした将来の変化に備える対応案として、新契約、異動・解約等で処理分数を加重平均せず、それぞれで計算する方法が考えられます。対応案のメリットは、先ほどの課題を解決でき、より実態に合わせられるというものです。一方で、デメリットとしては、システムを改修しなければならない点が挙げられます。過去の件数割合の推移は9ページに記載のとおりで、比較的安定はしております。本課題について、現行方法や対応案、それ以外の案もございましたら、それも含めてメリット・デメリットを踏まえて、自賠責保険の経費の把握方法としていずれの案が適切かといったご論議、ご意見をいただければと思います。

続いて11ページをご覧ください。この論点も営業費にかかる1件当たり処理分数についてです。先ほど申し上げたとおり、新契約、異動・解約の処理分数を加重平均して算出していますが、これに加えて、契約1件ごとには発生しないものの契約引受のために生じる「その他業務」についても加算して処理分数を18.3分と算出しております。具体的には、その他業務で計測した総分数を新契約、異動・解約の合計件数で割ることで取扱件数1件当たりの分数に換算して、それを足すことで処理分数18.3分と定めております。現行基準における課題は、その他業務の中には、取扱件数に比例せず主に代理店数に比例する業務があるのではないかとということです。具体的には、資料中の左下の表をご覧ください。ここに記載のA欄は、手書きで証明書を発行する場合の証明書綴りの発注や交付、ステッカーの発注・交付管理、契約引受に関する代理店からの照会対応等が記載してあります。これらは主に契約件数に比例して生じる業務と考えられます。一方で、B欄に記載した、代理店登録や代理店の解約手続き、機械的に証明書を発行するシステムであるe-JIBAIの導入・運用に係る代理店指導などは、主に代理店単位で生じる業務と考えられます。これについても2-①と同様に、調査時点では現行方式でも特段大きな問題はないと考えられますが、次の調査までの将来において、代理店数が変動した場合には実態と乖離する可能性がある点が課題であると考えております。

続いて12ページをご覧ください。対応案としては、契約件数に比例すると考えられる業務と代理店数に比例すると考えられる業務のそれぞれで計算する方法です。代理店数に比例する業務は、処理分数も1代理店当たりの分数として、それに代理店数を乗じる計算式に変更する案です。現行算出方法と比較した対応案のメリットは、代理店数が統廃合等に伴って減少トレンドに

ありますので、この傾向が続いた場合には、タイムリーに実態を反映できる点でございます。ただし、代理店数に比例すると考えられる業務はそこまで多くないので、対応案とした場合でも、金額の変動幅自体はそれほど大きくないものと思われま。デメリットとしては、先ほどと同様に、システムを改修しなければならない点です。この課題についても、現行方法、対応案、それ以外の案も含めて、メリット・デメリットを踏まえて、いずれの案が適切かといったご論議・ご意見をいただければと思っております。

13 ページをご覧ください。損害調査部門の処理分数です。先ほどまでは営業部門についての話でした。2-③についても、これまでの課題と同様に、調査時点では特段問題ないと考えられますが、次回の調査までの将来において変化があった場合に、実態と乖離する可能性があるというものです。現行基準では、一般払と一括払で業務が異なるため、一般払と一括払で個別に処理分数を定め、それぞれに計算式を適用しております。

その一方で、被害者の状態別（死亡のケース、後遺障害のケース、傷害のケース）でそれぞれ処理分数が異なる中で、これらについては、加重平均して一律の処理分数として定めております。

現行基準の課題は、先ほども申し上げたとおり、営業部門と同様に、調査時点では現行基準でも特段問題ないですが、次の調査までの将来において死亡・後遺障害・傷害の件数割合に変化が生じた場合には実態と乖離する可能性があるというものです。

14 ページをご覧ください。将来の変化に備える対応案としては、死亡・後遺障害・傷害別にそれぞれ計算する方法です。対応案のメリットは、先ほどの課題を解決できて、より実態に合わせられる点です。デメリットとしては、システムを改修しなければならない点であって、システム改修にも一定の期間を要します。過去の件数推移については、13 ページに記載のとおり、比較的安定しております。よって、次の調査までの将来において割合の変動が大きくは発生しない可能性もありますが、この課題についても、先ほどまでと同様に、現行方法・対応案・それ以外の案も含めて、ご論議・ご意見いただければと思います。

長くなりましたが、一旦ここで切らせていただき、事務局で検討した対応案、課題認識をたたき台にご議論いただければと思います。よろしく申し上げます。

#### 【委員長（議事進行）】

ありがとうございました。前回までの議論を踏まえて、基本的な考え方としては前回調査と同様にコストを積み上げていく方法でいいのかという話です。コストを積み上げていくとすると、各パーツがどうなっているか、我々利用者からすれば自賠償と関係ないものまで、このプロセスに入っていないかということを見ておきたいということで、2-④を出していただきました。自賠償と関係ないものがプロセスに入っているのではないかというご指摘があれば、検討をお願いすることになるかと思っております。そういうことが無いのであれば、事務局が提示した現行基準には自賠償と関係ないものが無いということなので、課題がどうかという点を委員会として見ることになると思っております。そのうえで、課題の洗い出しが問題なければ、前回の手法という大枠はできてきたので、これをベースとしたうえで、必要な改善を行っていくというプロセスになっていくと思うわけです。

2-①から③は、いずれも現行基準に課題があるとのこと。それは、調査した時点では実態を正しく反映できるけれども、その後、特に処理分数については毎年調査ができないので、その業務内容が固定したままとなってしまう点に問題が生じてくる可能性があるということです。時間が経てば経つほど、実態と計算結果が乖離するという課題があるので、それを改善することについて事務局からご提案をいただいております。

ただし、それには一定のシステム開発コストを要するという事なので、それも踏まえて、どこまでやるのが適切かということについて委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っています。

それでは、まず2-①も含めまして2-③までについてご議論いただくということで、具体的には8ページ、10ページ、12ページ、14ページにそれぞれ議論いただきたいポイントがまとめられております。それを意識しながら、もちろんそれ以外にもご意見・ご質問がありましたら、お願いをしたいと思います。

#### 【委員】

今までの取組みについて大きな不都合といったものは基本的にないのだろうと思いますけれども、事務局で検討・論点出しいただいた部分については、さらに実態を踏まえて精査していく必要があるという印象を持ちました。今のところは、これらの論点のどれかを含めるべきではないというような考えはないと思っています。

#### 【委員】

まず業務の範囲に自賠責ではないものが入っているかどうかという点は、これはもう完全に損害保険会社に勤務していないとわからないので、損保協会や保険会社の方が決められた内容が正だと理解して、議論させていただければと思っています。あとは、1件当たりの処理分数において加重平均で現行基準では計算していることについて、基本的に営業費であろうが損害調査費であろうが、すべて同じ議論、論点があるのかなと理解しました。現行だと簡便だけれども、時間とともにその精度が下がっていくのではないかとということで、新しい対応案として挙げているものは、精度は上がるけれどもシステム対応等が必要になるということで、トレードオフの関係にあると理解しました。

個人的には現行の計算方法でいいのかなと思っています。現時点でまた今回加重平均で計算した後に、そこからまた実態が変わっていないということ、将来的に定点観測していく必要があると思っています。その定点観測の頻度ですとか、見直しのタイミングというのは、また別途議論することになるのかもしれませんが、そこがきっちり行われる限りでは、現行の計算方法を踏襲する方が、あるべきものと実務とのバランスという意味でとれている。また、コストとベネフィットのバランスを考えたときに、対応案とすることでやはり非常に対応コストや時間がかかるというように思いましたので、現行の計算方法できちんと定点観測していくことで精度を保てると思いました。

定点観測という意味では、例えば営業費のところでは、9ページで示しているように新契約・異動・解約の比率がほとんど変わっていないという点は大事だと思いますが、さらにその新規・異動・解約のそれぞれにかかる時間が、おそらくデジタル化・IT化などによって、これは損害査定も同じだと思

ますが、e-JIBAI 等もありますし、今後この1分当たりの処理分数自体がどんどん変わってくると思います。それらのモニタリング、形態ごとのポートフォリオが動いていない、割合が動いてないかだけでなく、一つ一つの形態に係る処理分数が大きく動いてないということも、観測していく必要があると思いました。

#### 【委員長（議事進行）】

ありがとうございました。まず全体の2-①については、だいたい了解ということで、具体的なところで委員のおっしゃっているところが一つの論点だと思います。例えば、毎年処理分数を計測・観測しているなら、現行のままで全く問題ないと思われるのですが、他方でこの何分というのを計測するのはかなり実務的にコストがかかるので、何年間かは処理分数を固定せざるを得ないということです。そうすると、今回ですと10数年前から処理分数を固定してきていて、その間に現実が例えば新契約と異動との比率が当初とは違ってくると、その部分だけでもゆがみが出る。そして委員がおっしゃるように、分数そのものも技術革新で変わっているので、まさにこの分数をどのぐらいの期間で計測し直すかというバランスの問題になるというふうに思いながら聞いておりました。

#### 【委員】

結論から申し上げますと、基本的にはシステムの改修コストというものが幾らになるかわかりませんので、どちらかというところと現行基準でもいいのかなど思っている立場です。そのうえで、まず前段の2-①の見直しの範囲に関する点に違和感はなく、特段のコメントはございません。後段の2-②～④、すなわち、システム改修の是非については、過去10年間の統計によれば、検討対象となる比率はほぼ変わっていません。また、この比率がこの先5年や10年で劇的に変わるという可能性もさほど高くないようにも思えます。結局のところ、システム開発のコストは契約者の付加保険料にはね返ってくるわけですから、システム改修の費用と便益を慎重に検討したほうが良いと思います。

関連して、一つ質問があります。システム改修のコストは、100%自賠責の負担になるのか、他の自動車保険関係のオペレーションにも転用できるタイプのものなののでしょうか。それによっては、新たな共通費配賦の問題や自賠責が負担すべきコストの金額にも関わってくると思います。

#### 【事務局】

基本的には、自賠責経費の計算に関わる仕組みを変えるためのシステム開発コストになり、自賠責固有の経費ということで把握できると思いますので、改修コストについては全額自賠責経費として認識されるとお考えいただければと思います。

#### 【委員長（議事進行）】

ありがとうございました。全体の枠組みについては特に違和感はなく、システム改修のコストがどの程度かにもよるということが前提ですけれども、そのコストをみんなで負担してまでやるほどのメリットがあるのかどうかについては若干留保されると、そういうことだと理解いたしました。

## 【委員】

私の結論としては、消費者側としてやはり透明性、妥当性の観点で、中身がわかりやすく消費者が理解しやすい仕組みになっていけばということを考えれば、十何年で変わっていなかったところを見直す大きな転換期なので、システム開発もお願いできればと思います。今後、AIの活用領域等も拡大していき、自賠責経費算出システムだけでなく、今回のような調査でも使えるような仕組みにもなっていくのかなという将来的な期待も込めて、システムを含めて計算方法を見直してもいい機会なのではないかと思っております。私の感覚的なものですが、自賠責の契約の仕組みを説明していただいて理解できた中で、新規の受け付けに関して消費者が任意保険とセットで契約するケースが非常に多く、自分で自賠責の保険会社を選んでいる人は少ないのではないかと思います。加えて、この十年間に販売方法のチャネルも増えましたから、代理店経由というの、代理店がどの程度関わっているのか環境が変わってきているのではないかと思いますので、営業部門の新規契約の処理分数なども随分変わってくるのではないかと思います。実態調査を行って結果を見ないとわからないですが、そのような環境変化がどう影響するか知りたいです。それから、事故調査の方法は変わらないと思いますが、死亡事故は随分減ってきていますから、後遺障害等との件数割合等に関する事務局の対応案については、新しい計算式は、実態調査する中で結果としては同じ程度となるかもしれないですが、わかりやすく、消費者には理解しやすくなるのではないかという気がいたしました。

一点質問ですが、6ページの新規契約に関する説明の中で、ほぼ代理店扱いになっているということですが、代理店での業務に対する経費は代理店手数料に含まれていて、今回の現業部門の経費の中には、この代理店手数料というのは入っていないという理解でよろしいでしょうか。その辺を確認させていただきたいのと、代理店の作業と外部委託で行われる作業内容とでは、だいぶ違うものなのか、それとも代理店や子会社が似たような業務を行っているケースがあるのか、このあたりの違いがわかれば教えていただきたいと思っております。

## 【事務局】

代理店は、6ページの図で記載しているとおり、申し込みや保険料領収など、お客様と直接やりとりするような業務を担っております。加えて、証明書やステッカーをお客様に渡すような実務を代理店にやっていただいております。これに相当する業務は代理店手数料でまかなっております。この代理店手数料については、別途、代理店の業務についても実態調査をする予定でございますので、次回、調査方法等を説明したいと思います。代理店の業務と保険会社の業務の重なりという質問については、そこは重なっておらず、代理店が基本的に申込の受付やお客様の対応というところを行っております。外部委託についても、代理店との業務の重なりというよりは、代理店から届いた申込書類を保険会社が点検する等の保険会社の業務の一部を外部委託しております。外部委託については、後ほど、2-⑤で説明したいと思います。

ご質問に関してまとめると、代理店と保険会社の業務は別に把握しており、今回の経費は保険会社側の業務についてです。

【委員】

ありがとうございます。よくわかりました。

【委員】

2-①に関してですが、部支店本部等では給与割合で配賦をするということをご提案いただいていますけれども、保険料の割合であるとか、件数の割合など他の配賦方法について、これまで検討されたことはないのかという点を改めておうかがいしておきたいと思います。

【事務局】

現行基準でこうした配賦をするケースでは、基本的には給与割合もしくは件数割合という二つを主に使っています。件数割合の方は、主に保険の契約引受や保険金支払いに直接的に紐づくような費目に対して使っております。例えば、交通費や各種帳票の印刷費等は契約件数や保険金支払いに直接紐づいて、なおかつ、1件当たりに比例すると考える方が妥当であると考えており、件数割合を使っております。

一方で、給与割合は、借地借家料や図書費、備品の費用等の保険契約や保険金支払いに間接的には必要であるものの、直接的には紐づいていないような費用に対して、従事量に相当する給与割合を適用して配賦するというのが、現行基準の考え方です。

委員がおっしゃったように、絶対的に100点という配賦方法を見出すことはなかなか難しいかもしれませんが、今申し上げた考え方に基づくと、部支店本部というのは、直接的に契約引受、保険金支払いに紐づくものではないので、給与割合で配賦するというのが妥当ではないかと事務局として検討してきたところでございます。

【委員長（議事進行）】

各委員からのご意見であったように、2-①に関して、この業務フローは今のところ違和感はないという認識で、あとはブロックごとに適切にコストが積算できるかという、前回と同じ枠組みでやっていていただきたいということになったと思います。

そして次に、具体的に2-①から2-③でありますけれども、①に関しては、新契約と異動・解約、いずれも実態調査した時点では適切なものが出るようになるということですが、その後、新契約と異動・解約の比率が変わると、明らかに実態と変わってくる可能性があるということです。例えば、新契約が相対的に増えていくと、新契約と異動・解約の合計が同じ件数だとしても、本当はかかっている時間が短くて良いのに、長めの時間がコストとして算出されるままになってしまうということです。現行基準ではそのように計算してきていますが、実際の統計から見ると、おそらくそれほど大きな歪みはなく、むしろ今回実態調査を行うことによって、違うとすれば、それは先ほど委員がおっしゃったようにイノベーション等が起こった結果、本当に1件あたりの処理時間が短くできている部分ではないかというふうに思われます。他方、別の委員からあったように、わかりやすさという観点では、新契約や異動・解約でかなり自明に3分と19分という差があるものを、固定比率で使い続けている

ることについて、「統計でも分かっているのではないか」と国民の方々から違和感が生じ得るというご指摘だということです。

おそらく各委員も、システム開発コストがどの程度か次第ということで、システム開発コストが軽微なものであるなら、それ以降ずっと使えるわけですから今回開発を行い、また仮にコストが大きくても、償却を何年かですることによりそこまで大きくないのであれば、今回開発を行うというぐらいの感じかと思われるものです。

それから、2-②に関しては、その他業務でありますけども、契約件数に比例する部分と、代理店数に比例する部分とに大別ができそうだとのことです。別途、これについても統計が得られており、かつ、代理店数が傾向的に下がってきているということからすると、この傾向を反映できる方がより実態に近いものに、ある意味近似ですけども、近似できるのではないだろうかということでもあります。

これに関しても、どの程度システムコストがかかるのか。12 ページでは、フィージビリティとしては、直ちに対応できると10社とも回答があったということから、それほど大きなコストではないと予想しながらも、この辺りもコストによるという感じもいたしました。

2-③については、損害調査費のところ、これも死亡・後遺障害・傷害によってかなり処理分数が違うので、この比率が委員がおっしゃるようにそんなに動いていないという一方で、これだけ時間差があるということは別の委員がおっしゃるようにわかりやすさという点では、分けてきちんと見えますというのが望ましいとも言えます。

他方、14 ページにあるようにフィージビリティを見ると、これはかなり難しいようで、4社が1年超の準備期間を要するというところもあるので、この辺りになってくると、コストとメリットがどの程度かということにより慎重に考えないといけないということになると思ったところです。

#### 【委員長（議事進行）】

ありがとうございます。他に委員からご意見ございませんか。追加でいただければありがたいのですが。

#### 【委員】

委員長がおまとめいただいたようなことに、私も同意見です。

#### 【委員長（議事進行）】

それでは、2-③までおおむね事務局が提案している新たな対応案は、次回かその次になるかわかりませんが、システム改修コストを見合いながら考えていただくというような形で、透明性の観点からできればやりたいということです。ただし、コストがかかって契約者に大きなご負担をかけるのなら、そこでコストとベネフィットの関係で止まるということもあり得るということによろしいですか。

**【委員】**

異論無し

**【事務局】**

例えば9ページに、新契約、異動・解約の処理分数がありましたけれども、これは加重平均した結果として18.3分となります。事務局は現行基準の数値に一定の合理性があると思っておりますが、これは透明性やお客様のわかりやすさを考えた時に、いわゆる代理店が取り扱っている自賠責保険は「保険会社で本当に18.3分もかかっているのですか」といった声も一定生じるのではないかとということも考えられます。やはり、例えば新契約は代理店が主に担っているので保険会社（の処理分数）は少ないし、異動・解約は保険会社が直接やらなくてはいけない業務になってくる部分があり、これを切り分けて見せた方がユーザーにとってもわかりやすいのではないかっていうところも発射台にしております。

一方でご議論いただいたとおり、そこにはシステムコストがかかってきて、それが最終的に保険料に付加されていくという形になります。そうすると、わかりやすさの観点とコスト・ベネフィットの観点、この辺をどう評価するかというふうに受けとめましたので、今後、実態調査をしながら、システムコストを出したうえで、第4回になると思いますが、そこでご議論いただくような形で引き続き準備して、精査をしていきたいと思っております。

**【委員長（議事進行）】**

委員の先生方、ここまでについては以上の方針でよろしいでしょうか。

**【委員】**

異論無し

**【委員長（議事進行）】**

ありがとうございました。それでは、ここまではまず、今あった説明のような方向でやっていただくということにしまして、続きまして2-④についてお願いしたいと思っております。

**【事務局】**

15ページをご覧ください。2-④は、営業部門と損害調査部門で社員給与を算出する際に、先ほど説明した処理分数に乗じる1人1分当たりの平均給与額の算出方法について記載しております。現行計算方法につきましては、資料に記載の計算式のとおり、 $(\text{年間総給与額} \div \text{所属人員数}) \div \text{年間実働時間}$ で算出しております。このうち年間実働時間については、業務実態調査で把握した各社共通の数値を適用しております。これについても、今回、実態調査を行って、必要に応じて見直す予定でございます。

残りの年間総給与額と所属人員数は、各社で異なるものですので、毎決算期に各社が算出しております。この年間総給与額 $\div$ 所属人員数という1人当たりの年間給与単価にあたるところについては、計

算式のとおり、人数で単純平均値を算出しています。ただし書きに記載しているとおり、役職者については、契約1件単位ごとに生じる業務ではない管理業務相当分として15%を控除しております。15%は管理業務として2-④で説明した部支店本部に含めて計算しております。これが現行計算方法でございます。現行算出方法における課題は、記載のとおり、役職者や、担当者にあたる通常の社員、派遣社員等の社員区分によらず、人数による単純平均としており、特に役職者は契約1件単位で生じる書類の点検や受付等の業務よりも、社員・派遣社員が行う業務の承認、他にも人事や労務管理などの管理業務が多いと考えられることから、単純平均で算出する平均給与が実態と乖離している可能性がある点と考えております。

続いて16ページをご覧ください。対応案としては2つ考えられます。まず対応案①は、業務項目ごとに社員区分に応じた業務実施割合を今回新たに調査して、そのウエイトで加重平均することで平均給与を算出する方法です。対応案②は、役職者の業務をすべて管理業務とみなして、平均給与単価の計算には含めず、役職者以外の社員と派遣社員の平均値によって1人1分当たりの給与額を算出する方法です。この対応案②の場合は、役職者の管理業務相当分は、従来と同様に部長等と同じく主に管理業務を行う部支店本部の計算式に当てはめて算出することを想定しております。現行計算方法も含めて、比較したメリット・デメリットを資料の表に記載しております。対応案①については、メリットとして、適切な調査ができた場合には各社の実態を反映できることが挙げられると思います。一方で、各社で人員構成が異なる中で、加重平均するウエイトについては各社別の調査結果を各社ごとに適用することになることが想定されます。その場合、デメリットとしては、まず1点目としてサンプル数が少なく、統計的十分性に欠ける可能性があること。2点目として、各社でのウエイト調査になりますので、その結果を比較検証、横並びで他の会社との比較ができないので、特定の社員区分ウエイトが高い等の恣意性を調査結果から排除できないといった課題があり、現実的には透明性の観点から難しいのではないかと考えております。一方で、対応案②は、役職者を含めないことで現行方法よりも一定実態に合った算出方法とすることができ、なおかつ、先ほど申し上げた計算上の恣意性といったものもなく実現できると考えております。デメリットとしては、役職者はすべて管理業務をやっているとみなしていることです。役職者も実際には契約引受や保険金支払い等、契約1件単位の業務に関与しているケースも可能性としては考えられるので、そうした業務に多く関与している場合や、役職者以外の社員と派遣社員の業務ウエイトに差がある場合には、実態と差が生じる可能性がある点がデメリットとして考えられます。対応案①と②を事務局案として示しましたが、これ以外の対応案があればその案も含めて、いずれの案が適切か、といったところのご意見もいただければと思います。

#### 【委員長（議事進行）】

ありがとうございます。現行基準では各社員区分の人数で単純平均するため、社員区分ごとに自賠責保険の業務にかかる割合が異なる場合にはそれが反映できないという点が課題で、特に役職者は契約1件単位で生じる業務よりも今日的には管理業務の方が多いということが実態のようです。こうした状況において、平均給与単価をどう算出するのが妥当かという点についてご議論をいただきたいところです。お手元、参考資料の補足説明の5ページ、こちらの方がわかりよいと思うので、こちらを使って説明していただけますか。

## 【事務局】

かしこまりました。参考資料の5ページをお手元にご用意ください。

この数字は例として仮の数字を置いています。例えば、役職者1人当たり100円、社員80円、派遣社員50円といったケースを想定しております。自賠責取り扱い課支社の人数が役職者1人、社員5人、派遣社員5人のようなケースでございます。

現行基準では、黒線で囲ったように合計11人で単純平均をしており、具体的には現行と記載した欄の計算式のとおりですが、単純に11人の平均値を出して68円と計算しております。

対応案①は、各社がアンケートなどでどのような業務従事の割合かということ进行调查します。その結果、役職者5%、社員45%、派遣社員50%となった場合には、 $100円 \times 5\% + 80円 \times 45\% + 50円 \times 50\% = 66円$ と計算をする案でございます。

対応案②は、役職者を除きますので、青線で囲んだ部分の平均値を使うイメージです。具体的には、社員が80円×5人、派遣社員が50円×5人、これを合計10人ですので÷10としまして、65円と算出するような方法を考えております。

## 【委員長（議事進行）】

原理的には2-①のプロセスが動いていくのに誰がやっているかをずっと見て、部長がやっている、担当者クラスの社員がやっているというのをカウントしていけばいいのですが、それは実質的に不可能であるので、ある程度グロスで推計をしなければいけないという中で、現行は単純な人数ベースで計算しています。対応案①は、この比率がある程度わかれば、課長や支社長という役職者の人たちはごくわずかしか（契約1件単位の業務を）やっていなく、あとは社員の人がやっているという形で計算できるということです。ただし、これは実際にストップウォッチを使って見るものではなく、アンケート調査等でしか把握するのは難しいということが限界としてあるというのが、対応案①の良い面と悪い面です。

対応案②は、人数なのでもうこれは比較的明らかにわかると言えます。例えば参考資料の例のとおり、役職者の方が単純にウエイトで入ってくると、平均的なコストにあたるものが高くなり、実際には役職者と社員がそこまで同じように働いていないとなると、やはり少し過大になるので、この部分の修正としてどういった方法があり得るかということとして、事務局として対応案①、②を考えていただいたというところです。

フィージビリティとしては、どちらも可能とおっしゃっている会社が多いというところです。アンケートであればということではありますけれども、可能と回答している会社が多いです。

## 【委員】

かなり悩ましいなという印象を持ちました。それぞれかなりメリット・デメリットに違いが大きいように思われますので、このうちどれが一番優れているということでは、ケースバイケースなのかなという印象を持ちました。どれが一番妥当かというのは、本当に計算してみないとわからない部分もあるのかなと思います。現行が一番単純で恣意性がないというのは、そのとおりであろうと思ったのですが、実態の反映という意味では、案①または②の方が優れていると言えば優れているということ

で、少しまとまりがなくして申し訳ないですが、現時点ではどれが一番良いということは、私の方で即断いたしかねると思えました。

#### 【委員】

私も今聞いていて難しい議論だなと思えます。対応案①と②は、現行の計算方法よりは①であれ②であれ、より実態を反映するのかなと思えますが、一方で、案①は特に主観性というか恣意性が入る可能性があることや固定される可能性があるということ、案②についても（担当者と同一ような業務を実施している可能性がある等で）役職者の実態によっては、実態を反映しないということもあるでしょうし、社員と派遣社員の業務割合も含め、どちらがいいというのは現時点では判断できないと思えました。また、恣意性が入るかという点ではありますが、一旦案①であれ案②であれ決めた時に、やはり実態と、この仮定・仮説という前提条件が変わっていないことをいかに定期的に見ていくのか。また、変わったことを何か積極的に認識できるようなことがあったときには、臨時的にもう一度見直しをかけるようなことをしていくべきという、やはりその見直しのタイミングや見直しのルールという決めが大事になっていくとは思えます。

#### 【委員】

難しい問題です。私の理解が間違っていなければですが、どちらかといえば、対応案②が望ましいと思えます。

というのは、現行計算方法のデメリットのところに書かれているように、現行計算方法を変えていこうというそもそものモチベーションとして、役職者が自賠責業務を少なくとも直接的に担うケースは多くないという想定があるわけです。したがって、そういった想定がリアリティーのあるものであるならば、そもそも、現行計算方法を変える必要はないと思えます。他方で、対応案②のデメリットは、役職者が、先ほどの想定とは異なり、案外、自賠責の業務に直接従事しているかもしれないという別の想定を念頭においたものと思われれます。つまるところ、どちらの想定がより現実的なものであるのかという点に帰着すると思えます。したがって、役職者が自賠責業務を少なくとも直接的に担うケースは多くないという想定にたつならば、役職者に関しては、全体の間接経費の配賦のところに対応していくことが、計算上の恣意性も入ることなく、透明性の観点からも望ましいように思います。以上の理由により、どちらかという、対応案②のほうが望ましいと思えます。

#### 【委員】

私も、結論的には恣意性が入ることがない、対応案②がわかりやすいと感じました。

私たちが（保険に）入るときも、本来は事故に遭わない方がいいですが、利用するときも、部課長というか幹部の方が出てきて対応するケースというのが稀ではないかというところもあります。それから働いている方たちも、今は派遣社員を含め、定年までいっしょに社員よりも転職されるケースも増えたりして、業務内容の中身を知ると、現場の社員が担う業務という印象がある中、「（直接自賠責の契約1件単位の業務に）関わっていないにも関わらず、あの役職者の給与も入っている」というような社内からの指摘や批判などが今後出る可能性もあることを踏まえれば、できるだけわかりやす

く、役職者を除いた1人当たりの給与額の計算方法をした方が理解しやすいのではないかと思った次第です。

**【委員長（議事進行）】**

どうもありがとうございました。

**【委員】**

先ほど委員が言われた、現行方式のデメリットと対応案②のデメリットというのは、実態認識が正反対のものが入っているという話です。消費者の立場で言えば、なるべくコストを小さく見積もる対応案②の方が良いだろうというふうに思う一方、自賠責保険制度が組織として維持されるために、役職員が実際やっているのにそのコストが見合いの中に入っていないとなると、それはそれで困るなどというところがあります。対応案②がご意見として多いので、対応案を決める前にアンケートに相当するものを一度やってみて、実際に役職者は（直接的に自賠責業務に従事することが）ほぼゼロではなく、役職員は社員と同じぐらい従事しているということになると、ここを過少に評価したことになってしまうということになりますが、この2つのデメリットを書かれたのは、事務局の皆さんが書かれているわけですけど、これはどういうことから書かれましたか。

**【事務局】**

認識としては、現行方法のデメリットに書いているとおり、多くの役職者は（直接的には）担っていないのではないかということが、保険会社としてのイメージに近いものです。対応案②のデメリットは、可能性としての話です。例えば、営業課支社のところにお客様が来たときに、（担当者が）誰もいなければ役職者が対応しなければいけないケースも当然ありますので、実態としてそのようなケースが多いとはあまり考えてないですが、仮にあった場合には実態と乖離し得るということで書いたものです。認識としては、現行計算方法のデメリットで書いたように、あまり役職者がやっていないのではないかというのが認識でございます。

**【委員】**

まさに可能性はあるけれども、ということによろしいですか。これは他の損保会社の人も同じようなご意見ですかね。

**【事務局】**

対応案②について、保険会社の健全な運営のための必要コストがまかなえないのではないかというご意見をいただいて、大変ありがたいのですが、対応案②については、役職者は除くのですが、いわゆる業務に必要な管理部分は部支店本部のところで管理相当分として別途把握をすることになりますので、保険会社の運営に必要なコストは別でまかないます、計上しますということになります。対応案①の難しさは、処理分数を切り分けることの難しさだと思っておりまして、例えば営業で言えば、実態調査の時に90区分ぐらいに分類して調査をするのですが、その中で、時には役職者が入るケースもあれば、場合によってはトラブル事案で出ていくケースだとか、もしくは全体を管理する

際に日次で管理しているものもあれば月次で管理するものもある、その方法も会社によって違うということで、実態調査ですべてを把握するのは困難だというのは、正直なところでございます。

そういった中で、第1回でもご意見いただいておりますが、透明性であったり、消費者の方にどう説明できるかといった観点で見たときに、委員がおっしゃっていたとおり、やはりシンプルで透明性があり、かつ、現行の課題をクリアできる対応案②が、事務局としてはバランスが取れているのではないかと考えております。

**【委員長（議事進行）】**

先ほど意見のあったように委員2名は対応案②が有力で、他の委員はどれが良いか微妙、横並びぐらいですね。

**【委員】**

この給与額の計算方法というのは、営業部門も損害調査部門も同じ算出方法ということでしょうか。

**【事務局】**

構成割合も違いますので、部門ごとにそれぞれ算出する形にはなります。

**【委員】**

それでも、対応案②を用いた場合には、それぞれから役職者が除外されるという認識でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

ご認識のとおりです。

**【委員】**

役職者とおっしゃっているのは、どの人を指していますか。

**【事務局】**

例えば損害調査部門で言えば課長クラス、営業部門で言えば支社長、現場の課長で、その部分を一旦取り除いて、管理業務として自賠償の業務量に合わせた給与割で別途計上するという形になります。

**【委員】**

細かい点で気になったのは、損害部門では役職者の方が関わる割合が結構多いのかなという印象を持っています。個々の事故について金額の妥当性や過失割合等、そういったものの判断に関わっていらっしゃるのかなという印象を持っていたものですから、役職者の方を一律除外するという点において、営業部門と損害調査部門では、少し役割が違うような印象を持っています。

その点、先ほど申し上げたとおり、今すぐ即断いたしかねる部分があると思っています。透明性という観点では、委員の方が言われた点は非常に重要でメリットがあると思った次第ではございます。しかし、役職者がまったく関わっていないかということ、一般管理とは違う役割を果たしていらっしゃる方もいるのではないかということが、気になったところでございます。

#### 【委員長（議事進行）】

ありがとうございます。役職者の管理的な業務の部分は別途移して部支店本部として見るということですが、委員がおっしゃったのは、もっと実務のところにも出てきているのではないかという話です。その部分が見合わない場合、どこまで保険会社として負担が大きいかということで、我々利用者としては少ない方がいいので良いですけど、あまりにも少なくすると、保険会社がそれを担えなくなってしまうと困るということですね。

#### 【委員】

そうですね、今申し上げたとおり、一定の役割をもちろん果たしていらっしゃると思いますので、対応案②というものがいずれも適切な内容かということ、いかがなものかということも思わなくはないかなと思いました。

#### 【事務局】

ご指摘いただいたところ、我々はノーロス・ノープロフィットと言っていますが、当然ノープロフィットにするための仕組みでもありますし、もう一つ重要なのはノーロスであることも必要であると思っています。委員の先生には、保険会社がマイナスになってはいけないという部分をご指摘いただいたと思っています。

損害調査部門においては、確かに役職者が保険金支払いを決裁したり、もしくは示談交渉そのものに直接関与したり、そういう部分もあるという意味では、営業部門の役職者より関与度が強いのではないかということになると思います。例えば、営業と損害調査で計算方法を分けるということも一つの方法とも受けとめましたので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

#### 【委員長（議事進行）】

ありがとうございました。対応案②は一つの有力な方法ではありますが、今おっしゃっていただいたような可能性も考えて次回以降に検討する、ということでもよろしいでしょうか。

#### 【委員】

対応案②で、「役職者が実際に現場の契約引受や支払業務に関与している場合は」というところに引っ張られたのですが、保険会社の方たちからすると、そういう実務は基本的にはないのではないかという感触であったとお考えではないかと思っています。したがって、対応案①で想定しているようなアンケートをやってみて、今保険会社の方が考えている実態が、実際にそうであるということもアンケートベースで確認したうえで、対応案②というものを採るのであれば、それがいいのかなというふうに思いました。

**【委員】**

5 ページの全体像に戻りますが、今は2-④について提案していただいていると思います。ここに記載のある部支店本部、要は、幹部の方々の給与の部分は、この部支店本以外の社員給与とは別にあるということだと思いますよね。

**【事務局】**

はい、そのとおりです。

**【委員】**

5 ページの A の計算の中に役員の方たちの分も入っているということで、部支店本部の管理者の方たちの給与のところは別建てになっていますよね。

**【事務局】**

まず、役員クラスとなると、一般管理部門の方に入ります。

ここで言う役職者のイメージとしては、全国にある現場の営業課の課長、いわゆる課長クラスのことを役職者としてイメージしております。

部支店本部とは、全国の営業課支社の上位組織として部や支店というものがあまして、この部長や支店長といった現場に対して管理業務を行う人たちが部支店本部ということになります。さらに上の役員となると、会社全体に寄与していますので、一般管理部門に入れて計算しております。

その中で、A や B で計算しているところに、先ほど申し上げた役職者つまり各現場にいる課長、支社長といった者の平均給与が入っております。この計算では、現行基準ですと、その給与のうち 15% 相当が部支店本部に入っていて、残りの 85% 相当が部支店本部以外の A の計算式の方に入っています。対応案②に関して言えば、A の計算から先ほどの課長等を除いて、その分の給与を全額部支店本部として考える方法でございます。

**【委員】**

今のご説明だと 85% の中にいる役職者の役職としては部長よりも下位者という感じですか。

**【事務局】**

イメージとしては、最上位に役員がいて、その次に部長・支店長がいて、部長・支店長というのはだいたい都道府県といった単位で配置されるようなイメージです。その傘下の組織として、課長・支社長、〇〇課、〇〇支社というのが、例えば東京都であれば、西東京、東東京といった支社に分かれていて、それぞれが現場に相当します。例えば、西東京であれば西東京支社の支社長というのが、A に含まれる役職者のイメージです。

先ほど申し上げた部長というのは、部支店本部にそのまま含まれていて、役員は一般管理部門のところを含められています。よろしいでしょうか。

【委員】

部支店本部以外の役職者に入るのは、現業の部門だから支社長クラスということですね。そういう支社長でいらっしゃる、要は同じ方が営業部門と損害調査部門の両方で15%の割合で控除される対象になっているということですか。

【事務局】

基本的には、損害調査部門と営業部門ですと別の組織になりますので、それぞれで課長や支社長がおります。それぞれ役職者の給与から15%相当を控除して、AとBの計算式に当てはめております。

【委員】

役職者が同一になることはないということですね。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長（議事進行）】

私の理解が十分わかりませんが、例えば課長が100という給料もらっているとすると、そのうち15は管理業務的なものなので置いといて、残りの85は自賠責保険もやれば火災保険もいろいろやっている、その85のうちのどれだけかが自賠責に使っているというのを計算する、15の方は全体の管理をやっている、今度は部支店全体で自賠責が1割ぐらいのウエイトであれば（部支店本部以外の給与割合で推定）、その15のうちの1割、全体の1.5%が自賠責のための管理者としての給与と見ているというのが今のやり方ですね。

【事務局】

そのとおりです。

【委員長（議事進行）】

今の説明でよろしいでしょうか。

【委員】

ありがとうございました。

【委員長（議事進行）】

他にはよろしいでしょうか。そうすると、委員からご提案のあったようなことができるのかも含めて、ご検討いただくということで進めたいと思いますが、よろしいですか。

【事務局】

はい、そういったアンケート調査ですね。

【委員長（議事進行）】

全数調査でなくても、サンプル調査をしていただいて、この感覚で大丈夫かということですね。

【事務局】

先ほどの委員のご指摘を念のため確認させていただきますが、いわゆる役職者である課長クラスの者が、保険の引受、もしくは精算という実務部分に関与しているか、もしくは、していないかという認識が実態とあっているかというヒアリング・確認を行う趣旨でのご提案と認識させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】

はい、そうです。

【事務局】

その調査について、できるかどうかも含めて設計して、第3回もしくは第4回で改めてご提示したいと思います。

【委員長（議事進行）】

わかりました。それでは、2-⑤に進みたいと思います。お願いいたします。

【事務局】

本紙の17ページをご覧ください。2-⑤は、外部委託費用の計上方法についてです。現行計算方法では、単純に物件費として計上しています。

現行計算方法における課題は、外部委託費用を物件費で計上する一方、先ほどまでご議論いただいた社員給与算出時の1件当たり処理分数にも外部委託相当の業務が含まれている点でございます。

前回見直しでは、一部外部委託業務について調査から控除されていたことや、そもそも外部委託自体が現在ほど多くなかったといったことがあったものの、今日的に見れば、業務効率化および均質化による品質向上のために外部委託も増加してきており、また、将来においても増加する可能性があることから、外部委託費用を物件費又は社員給与のいずれからか除くような見直しが必要ではないかというのが事務局の課題認識でございます。具体的な外部委託業務は、保険会社によって異なっているということでございます。

18ページをご覧ください。対応案として2つ考えられます。

まず対応案①は、物件費で計上している外部委託費用を計上しない方法です。つまり、当該業務に関して社員給与のところで認識するということでございます。

対応案②は、逆に物件費で外部委託費用を計上し、社員給与算出における1件当たり処理分数から、各社の実態に応じて外部委託業務に相当する分数を控除する方法です。

それぞれのメリット・デメリットを記載しております。

対応案①は、メリットとして、毎決算期の計算が簡便であること、各社対応可能であること、また計算上の恣意性が入らないことが挙げられます。一方で、デメリットとして、外部委託費用単価と社員給与単価に差がある場合に、その差が反映されないといったことが挙げられます。

対応案②は、各社が外部委託費用に相当する業務を明確に切り分けて適切に把握できれば、実態に合った経費計算となります。一方で、デメリットとしては、各社の外部委託業務がそもそも多様な中、各社内でも地域やチャネルによって委託範囲が異なり、また将来において委託業務の範囲も変わる可能性があることから、今回の業務実態調査の時点で、将来の変化の可能性も含めて各業務を切り分けて明確に分数を把握することは困難であって、対応案②は現実的には難しいのではないかと考えております。2-⑤については以上でございます。この点についても同様にご論議いただければ、幸いです。

#### 【委員長（議事進行）】

外部委託費用の計上方法についてです。前回の調査では、この外部委託業務について、各社によって若干算定基準に違いがあったというように聞いております。ただ、当時は外部委託が少なく、その影響はそれほどではなかったようですが、今日的には一定程度外部委託が増えておりまして、この部分の算定を前回よりは厳格にする必要があるということでもあります。

各社によって基準が異なるということができるだけないようにしていただくということが大事なかなと思っておりますが、また同時に、調査時点以降で外部委託が増えると、実質的に二重計上していることになるということです。すでにやらなくなっている仕事にもかかわらず処理分数はそのまま維持されており、かつ、物件費でそれが認識できるので毎年計上されてしまうという、明らかな二重計上が発生することになってしまいます。

そこで今回の見直しにおいても、従来どおりのやり方にしてしまうと、この二重計上を認めることになり、かつ、それがこれからも拡大するということです。調査時点の比率のままであれば、全体として影響はゼロですけれども、もっと（外部委託が）進んでいく可能性があるということで、二重計上の問題をなるべく起こさないようにするには、社員給与か物件費のいずれからかそれを控除するということが必要になってくるわけです。そこで、事務局としては、どちらかを控除するという案を出していただいているということかと思えます。それではこの案につきましても、ご意見をお願いいたします。

#### 【委員】

対応案②は、外部委託業務相当分の処理分数を、やはり5分なら5分と決めた後はずっとその基準を使っていくという趣旨ですか。

## 【事務局】

参考資料の6ページをご覧くださいと思います。これは模擬的に書いたものでございます。上にある各箱が保険会社の1件当たりの処理分数に係る各工程だとします。この例示では、その工程Aを外部委託しております。この工程Aでかかっている3分というのは、実態調査で一旦固定されていくもので、次回の実態調査で見直されるものです。この工程Aの業務が、現時点では各社いろいろなケースが想定されるところで、工程Aであったり、他の工程であることも想定されます。更に工程Aの中でもある地域ではやっけてほかの地域ではやっけていないということもあります。各社がその線引きをしっかりと行って、外部委託に相当する分数を把握できるように切らなくてはいけないというのが、今回の実態調査の課題であります。また、将来においても起こりうる外部委託の範囲を明確にし、将来にも対応した切り分けをしていくことに備えた調査を行うことも課題でございます。ただし、それは、将来においてどうなるかわからない中では、現実的には難しいのではないかと考えています。今申し上げた内容は対応案②の課題です。

つまり、外部委託分を切り分けすることについて、例えば工程Aの中の委託割合が50%なのか30%なのか20%なのか、それは各社によって異なりますし、委託している範囲も大きく異なりますので、実態として把握するのは極めて困難ではないかというふうに考えております。その点では、対応案①として、外部委託の部分を別枠として計上しないということが一番シンプルでわかりやすいのではないかとこの対応案①でございます。

## 【委員】

一方で、対応案①の方の委託費2,000万円を控除する例について、この2,000万円というのは毎年その会社によって変わっていくのでしょうか。

## 【事務局】

ご認識のとおりです。委託費の2,000万円は内在的に営業費の中に入っているということなので、案①とは一致します。

## 【委員】

今ご説明をうかがった範囲では、対応案①はデメリットがあるものの、対応案②よりも把握しやすく、はっきりしているという意味では、案①の方が優れているのかなという印象を持ちました。

## 【委員】

対応案②で「外部委託費用を実額計上」とありますが、外部委託する際に自賠償の業務を外部委託するという概念はなく、いろいろな業務を委託する中で、まさに5ページのいわゆる物件費は、種目共通の場合には営業社員自賠償給与割合で算出としているのですが、実額をその外部委託の部分だけを切り出すことができるのでしょうか。

## 【事務局】

様々なパターンがあるとは思いますが。いろいろな種目を合わせて外部委託した場合には、委員がおっしゃるとおり、何らかの割合を使って自賠償相当分を算出し、それを自賠償に賦課するということになるかと思えます。

ただし、自賠償固有の業務、例えばステッカーなどは他の（種目の）仕事にはないので、こうしたものを外部委託するとなった場合、これは自賠償にしかないもので、100%自賠償というふうに種目を固定して計上するという形になるかと思えます。パターンによって分かれると思えます。

## 【委員】

そうすると、本当の意味での実額もあれば、配賦しているようなものもあると理解しました。そうになると、結局外部委託費用の実額計上自体にやはり見積もりの部分も入っていると思うので、私は物件費の方を計上しないで外部委託費用を人件費のような形で、1件当たり処理分数に含めた方法で計算していき、その場合に、ここにあるようなデメリットとして、外部と社内での単価は違うと思うので、結局また戻りますけど定点観測の話になっていくのかなと思えます。

やはり外注の割合ですとか単価の動きというのは、社内も外部も変わっていくでしょうから、そこはちゃんとモニターしていく必要はあると思えますが、それをやるという前提で対応案①がいいのかなと思えました。

## 【委員】

私も、ほかの皆様と同じ印象です。最も重要な論点は、現行方式の場合、二重計上の問題があるというところだと思います。そして、その問題を改善するという意味においては、どちらの案もクリアしています。

そのうえで、もう一つの論点、すなわち、どれだけ実態に合わせていくべきかという問題ですが、これは、結局のところ、実態に合わせることのメリットと、そうした対応の中で生じる恣意性に対する懸念とのトレードオフの問題に帰着すると思えます。したがって、難しい問題ではありますが、結論から申し上げますと、私も対応案①が現実的かなと思えます。

そのうえで、関連する質問をさせていただきたいのですが、対応案①のデメリットのところですが、「その差が反映されない」というデメリットを挙げられていますが、この差が反映されないということが、自賠償保険の現業業務の費用節約インセンティブに与える影響はあるのでしょうか。

## 【事務局】

費用節約インセンティブについて、このデメリットであれば、現時点で保険会社がどういった目的で外部委託することが多いかと言えば、費用節約の観点というよりは集約化や、全国で行っている業務を集約することによる業務品質向上といったことが目的になっておりますので、この単価の差が反映されないからといって外部委託しないというわけではないと考えております。

とはいえ、委員がおっしゃるような、外部委託することによる費用節減効果も、将来的には当然それを狙って行うこともあり得ると思いますので、その観点では人件費単価との差が出れば、その差が反映されませんので、この仕組みの中だけで見れば、インセンティブが発揮されづらくなることもあるかと思えます。

しかしながら、そもそも会社全体としては自賠償にかかわらず、業務効率化に向けた集約化であるとか、外部委託は会社全体として進める傾向が強いので、各社ともその方向で揺らぐことはないということでございます。

一方で、外部委託に限らず経費節減については、固定された処理分数を見直すタイミングで、経時的には反映していくのかなというふうに思っております。委員のご指摘のところは、第4回以降の議論の中で、将来どういうタイミングでどういう基準の中で処理分数を見直すべきであるかということと併せて検討していくことになると思っております。

**【委員長（議事進行）】**

ありがとうございます。

**【委員】**

私は、むしろ委託費用をこのままにしていると、一義的には仮に委託した方が安いから委託しているとすると、やればやるほど、本当のコストは下がっているのに、計算上の単価は高いままもらえるから保険会社は積極的に外注するようになると思うのです。

それが3年後や5年後にもう1回見直したときには基準が下がるので、そこで消費者に返ってくるという、そういうメカニズムになっているのではないかと思います。毎年（見直すの）は無理にしても、何年か後には保険会社も努力して少しでも経費を下げようという方向に働くのではないのかというふうに思います。

**【委員】**

私もどちらがいいのか、今のお話をうかがって迷っているところですが、現段階ではやはり忝意性がないということで対応案①の方がわかりやすいというふうに理解しております。

**【委員長（議事進行）】**

はい、ありがとうございました。

今、委員の方々から対応案①の方向が、原則的には良いのではないかという意見が出ております。

フィージビリティも対応案①は問題なさそうなので、これも最初から出ているようにシステム改修にもものすごいコストがかかるのであればという前提のもと、ここは二重計上の問題で、かなり緊急性が高いものと思っておりますので、その方向で考えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

## 【委員】

異論無し

## 【委員長（議事進行）】

ありがとうございます。それでは、2-⑥、⑦についてお願いできますでしょうか。

## 【事務局】

本紙の19ページをご覧ください。2-⑥については、種目共通にかかる物件費とその他事業費のうち、自賠償部分を把握するために、一定の割合で按分する賦課方法について記載しています。具体的には中段の表をご覧ください。

まず、機械賃借料に関する経費です。これは、パソコンなどのリース料等でございます。現行基準では、自賠償保険関係の機械使用時間の割合で賦課すると規定されております。課題欄に記載のとおりですが、元々自賠償保険関係の機械使用時間の把握が困難であることに加えて、今日的に見れば機械化が一般化しておりますので、機械使用時間割合は件数割合に近いと考えられることから、現行基準上で補記されている「これに代わる適切な賦課比率を適用できる」という規定に基づいて、件数割合を用いて賦課しているというのが保険会社の実情でございます。そのため、対応案としては、件数割合に統一してはどうかと考えております。

次に交通費、通信費等でございます。現行は契約等の件数割合で賦課されておりますけれども、課題欄に記載のとおり、件数をカウントする際に、自賠償は実際の計算の10分の1に調整しています。これは契約1件当たりにおいて、営業推進活動がないとされる自賠償においては、交通費等が他の保険と比較して少ないということを想定したものと考えられますけれども、40年以上前にこの10分の1というのが定められておりますので、実際にはこの根拠が不明確なところでございます。そのため、対応案として今回の業務実態調査に合わせて、こうした費目に関する調査を実施して、必要に応じてこの10分の1というところも見直すこととしたいと思っております。

最後にソフトウェアの減価償却費です。ソフトウェアは、資産計上した場合には、減価償却費は種目固有のソフトウェアであるかによらず社員給与割合で一律賦課されております。ソフトウェア自体、種目固有のものが多いため、対応案に記載のとおり、資産計上であっても費用計上した場合と同様の考え方で、自賠償固有の場合はその実額を把握し、種目共通の場合には件数割で把握するという計算方法にしてはどうかと考えているところでございます。

続いて20ページをご覧ください。その他の基準の記載内容、表現の修正についてです。1つ目ですけれども、1人1分当たりの給与算出における年間実働時間、ここについては15ページの2-④で説明したとおり、現行基準で一律95,305分と定められているものを今日的な業務実態調査によって必要に応じて見直したいと思っております。

次に会計基準変更や税制改正ですけれども、これらは変更・改正を反映して、表記の修正や不要な規定を削除することとしたいと思っております。

最後にその他に記載している項目ですが、いずれも今日的に実態に合わないことから、こういった規定を削除してはどうかと考えています。加えて、基準の表記の明確化やわかりやすい表現に修正していきたいと思っております。2-⑥、⑦は以上でございます。

**【委員長（議事進行）】**

ありがとうございました。

前回調査をベースに改善すべき点があれば改善をするということで、原則実額把握できるものは実額を把握するのがもちろん良いわけでありまして、そうでないものに関しては、何らかの形で推計するというので、その基準等について、わかりやすく、あるいは実態に合わせてというような提案でございました。それではこの辺りにつきましても、ご意見をよろしく願いいたします。

**【委員】**

この部分は、かなりはっきりした対応策というのが示されていて、いずれも妥当ではないかというふうに私の方では思います。

**【委員】**

私も特にコメントないですけど、特に19ページの2-⑥について、かなり絞った費目になっていますが、全体に占める金額、自賠の経費としてはどれくらいの割合でしょうか。

**【事務局】**

手元に明確な数字がないので、確認次第回答させていただきます。

**【委員】**

例えば、機械賃借料については、実態として実務的に現行のやり方が機械使用時間でなく、結局今回の対応案としている方法でやっているということですし、技術的に機械使用時間でやるのは難しいというのも理解できるので、特に違和感はないです。二つ目のところは今後見直しをしていくということですし、三つ目も含めて違和感はございません。20ページについても、実態に合わないというもので、特に違和感はありません。

**【委員】**

こちらの課題、すべて対応策の方向性は適切かなというふうに思います

**【委員】**

私も内容に関しましては、専門家の先生方のご意見と同じで、問題ないと思います。

最後の文言の修正のところだけ、最終的には消費者が一般用語でわかるように、文言等の表現を工夫していただきたいという点だけお願いしておきます。

**【委員】**

私からも特に意見はございませんので、(先ほど申し上げたように、) 実態が把握できるものは実額を把握し、それ以外のものについては、合理的な範囲で推計をするということで、行っていただければというふうに思います。

**【委員長 (議事進行)】**

ここについては、他に追加でご意見はないということによろしいですね。

**【委員】**

意見無し

**【委員長 (議事進行)】**

本日の議論を踏まえて、おおよその方向性、ただいくつかの前提がついておりますが、その範囲で、提案いただいているものについて委員会として議論をしてみました。

次回は契約引受、保険金支払、代理店手数料に関する業務実態調査の方法について、事務局から説明をしていただけるということによろしいですね。

**【事務局】**

はい。

**【委員長 (議事進行)】**

それでは本日の自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会を閉会いたします。

委員の先生方ご協力ありがとうございました。